

所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります。

2月16日
～3月15日

役場受付

本庁舎↓**税務課 窓口**
分庁舎↓1階会議室 エスカレーター奥

町県民税の申告につきましては、毎年みなさまのご協力をいただいておりますが、平成19年度（平成18年分）の申告書を提出していただく時期になりました。

この申告書は、あなたの町民税・県民税及び国民健康保険税の税額を正しく算出する基礎となり、所得証明など諸証明書発行に当たって重要なものですから、3月15日（申告期限）までに必ず提出してください。

期間中は、所得税及び消費税（簡易課税のみ）の申告を受付けます。税務署から申告用紙が郵送されている方は、忘れずにご持参ください。

○平成18年1月1日から平成18年12月31日までに生じた所得を申告していただきます。

○町民税・県民税は、平成19年1月1日現在居住していた市町村へ申告し、納税することになります。

所得税

◎確定申告が必要な方

- ◇ 営業や農業などの事業を営んでいる方
- ◇ 地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ◇ 土地や建物売って収入を得た方
- ◇ 2ヶ所以上から給与を受けており、年末調整をしていない方
- ◇ 年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える方

◎還付申告ができる方

（所得税を源泉徴収されている方が対象です）
※預金口座番号、源泉徴収票が必要です

◇平成18年中にマイホームをローンで取得した方

- ・金融機関の年末残高証明書・契約書
- ・家屋の登記簿謄本・住民票等

◇多額の医療費を支払った方
・平成18年1月1日から12月31日までに支払った医療費の支払済領収書（受診者毎、医療機関別に分けて計算してください）

・高額療養費や生命保険などから補てんされた金額又は証明書等
◇年の途中で退職し、再就職していない方

◎国税庁ホームページで、確定申告書などの作成ができます。
<http://www.nta.go.jp>

◎自宅や事務所から、国税の申告等の提出や納税ができます。

事前に電子証明書の取得、届出書の提出他の手続きが必要です。
詳しくはe-tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

町県民税

給与のみで勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方や、所得税の確定申告をされる方以外の方

が対象となります。必要事項を記入し、提出してください。

申告が必要と思われる方には既に申告用紙をお送りしましたが、退職等により申告が必要なのに届いていない場合は、お手数ですがご連絡ください。

申告時に持参する書類等

- 一 町民税・県民税の申告書及び印鑑
- 二 平成18年分の源泉徴収票の原本（給与・年金収入のある方）
- 三 営業・農業等の事業所得、又は不動産所得のある方は所得計算ができる書類
- 四 平成18年中に支払った生命保険・個人年金・損害保険の支払証明書
- 五 平成18年中に支払った医療費の領収書（医療費控除を受ける方）

※生命保険の満期、シルバー人材センター、内職等からの収入は所得となりますので、必ず申告してください。

問合せ先

役場 税務課

☎66-3404（直通）

鰺沢税務署

☎0556-22-3191

注意

申告をしないと…

- * 賦課資料がないため、所得（課税・非課税）証明書等の発行ができません。
- * 児童手当等が受給できない場合があります。
- * 国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。



納めていますか?

国民年金

国民年金保険料をきちんと納めていますか?

国民年金制度への不安や無関心などから、保険料を納めず未納のままにしているませんか? 国民年金には公的年金制度ならではの様々なメリットがあります。老後はもちろん、障害が残った場合や死亡した場合の保障を受けるためには保険料をきちんと納めていることが重要です。

平成17年度の南部町の年金保険料収納率は、県内で2番目に高い結果となりました(市町では1番目)。これは、多くの町民の皆さんが将来のことしっかりと考え、ささえあい制度である年金について理解されていることの現れではないでしょうか。



年金って払い損にならないのかな?



基礎年金の給付費の1/3(将来は1/2)は国庫つまり税金で負担していて、払った保険料を上回る給付が受けられる計算となっています。右のグラフのとおり、1985年生まれの方でも、納めた保険料の1.7倍以上の給付が受けられます。

また、国民年金を未納にしていると、国から受けられる負担金も放棄してしまうばかりでなく、会社などに勤めていた期間に納めた厚生年金までも放棄することになる場合もあります。

【1985年生】



【1955年生】



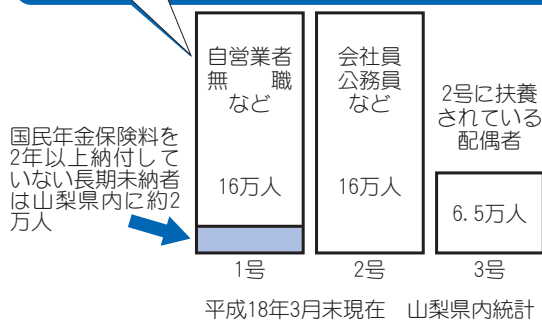
(注1) 国民年金保険料を20歳～59歳までの40年間を納付し、平均余命まで年金を受給すると仮定

(注2) 保険料および納めた年金額は、納めた保険料の総額と65歳以降に給付される年金の総額を賃金上昇率を用いて各世代が65歳になった時点の金額として算出し、その金額を物価上昇率で割り引いて現在価値(平成16年度)に置き換えたもの。(経済前提2009年～: 賃金上昇率2.1% 物価上昇率1.0%)

本当にみんな年金保険料を払っているの?



国民年金第1号被保険者だけで見ると、長期未納者はおよそ20人に3人ですが、この割合を公的年金制度全体で見ると、20人に1人となります。つまり、大多数の方は年金保険料を納めていることとなります。



60歳代の平均貯蓄額は1,546万円です。他の世代に比べると一番高くなっています。

しかし、仮に一年間に200万円の生活費で暮らすとしたら、貯蓄だけではたったの8年足らずで食いつぶしてしまいます。

実際に高齢者世帯の収入の7割以上は公的年金であり、高齢者世帯の96.5%が公的年金を受給しています。

老後になっても若いときの収入を維持することは難しく、終身給付の公的年金は欠かせません。右のグラフのとおり、20歳以上の大多数の方は、老後への準備を始めています。

○平成19年4月から保険料が月額14,100円となります。

国民年金保険料に
関する問合せは...

竜王社会保険事務所 国民年金業務課 ☎055-278-1104
役場住民課 国保年金係 ☎66-3405